第5回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 平成29年4月18日

資料1

確定拠出年金の運用商品の選択への支援(運用商品提供数の上限・指定運用方法の基準等)

### 運用商品の選択への支援に関する論点の全体像

### ①運用商品選択への支援

- ・運用商品提供数の上限
- ・運用商品提供数の数え方
- ・運用商品除外の際に実務上留意すべき点
- ・運用商品の提示にあたって併せて講じる措置

### ②運用商品を選択しない者への支援

- ・指定運用方法の基準
- ・指定運用方法の適用に当たっての留意点
- ・運用の指図をしない者への継続的な対応

### ③運用に関する支援強化

・労使等の取組

# 1. 論点

## 論点①

### ①運用商品選択への支援

○ 加入者が継続的に選択をしやすくする(選びやすさの)ための支援を行う必要があり、 その観点から、運用商品提供数の上限を定めるとともに、商品を提示する方法を工夫する ことが重要。

#### 1. 運用商品提供数の上限

- ・政令で定める上限を何本とするか。(政令)
- ・上限を定めるにあたり、次の事項をどう考えるか。 運用商品提供数の数え方/加入者の運用商品選択のしやすさ /運用商品の適切な内訳・構成/労使での主体的な運用商品の選定 /上限を超える運用商品の除外/個人型年金と企業型年金のそれぞれの上限
- 2. 運用商品提供数の数え方
- ・加入者による適切な選択等の観点から、どのような数え方をするべきか。(政令)
- 3. 運用商品除外の際に実務上留意すべき点
- ・運用商品の除外を円滑かつ適切に行うため、除外する運用商品の選定や加入者への情報提 供等に関し、実務上留意すべき点はあるか。
- 4. 運用商品の提示にあたって併せて講じる措置
- ・運用商品提供数の上限の設定と併せて、カテゴリ化等、運用商品の提示について、運用商品を選択しやすくなる措置を講じることも重要であるが、このような措置としてどのようなものが考えられるか。

## 論点②

### ②運用商品を選択しない者への支援

- ・確定拠出年金制度は、本来は加入者自身で運用商品を選択し、運用を行うことが重要。
- ・運用商品を選択しない加入者は、適切な手続を経て指定運用方法において運用を継続。
- ・当該加入者には、自身の指図による運用に早期に切り替えるよう働きかけることが重要。

#### 1. 指定運用方法の基準

- ・厚生労働省令で当該基準を定めることになっているが、どのように設定するか。(省令)
- ・法律の規定に照らして、指定運用方法として不適格な運用商品はあるか。
- 2. 指定運用方法の適用に当たっての留意点
- ・指定運用方法が適用されると、加入者本人が運用の指図を行ったものとみなされるが、加入者保護の視点から、指定運用方法の適用に際して、運営管理機関や事業主はどのような対応を行うべきか。
- 3. 運用の指図をしない者への継続的な対応
- ・運用の指図をしない者に対し、指定運用方法を適用するまでの間のみならず、指定運用方 法の適用後、継続的にどのような働きかけをするか。

### ③運用に関する支援強化

- 労使等の取組
- ・加入者本人の主体的な運用を支援するために、運用商品提供数や具体的な選定、指定運用方法の設定、投資教育、運用指図をしない者への対応や運用商品除外等に関し、労使や運営管理機関等の今後の取組はどのようにあるべきか。

2. 運用商品提供数の上限に関する資料

## 運用商品提供数の上限①

#### <政令で定める上限を何本とするか>

- **運用商品を選定しやすくするために、政令で具体的な運用商品提供数の上限を定めることとされている。**政令の上限数によって運用商品の除外が多くなることをどう考えるか。また、政令で上限を定めることとは別に、労使で適切な運用商品提供数を考えたいとの意見があったが、加入者属性や特性を踏まえて労使で運用商品提供数を定めることについてどのように考えるか。
- 具体的な運用商品提供数について、
  - ・ヒアリング先からは、10本程度では少なすぎる、20本程度、30本〜40本程度と、様々な意見があった。
  - ・委員からは、10本は少ない、30本とか40本は多すぎて本人が選びにくくなる、基本的に必要なものを絞り込むと10本でプラスどのくらい余裕をもたせるか、多すぎないと選びやすい等、様々な意見があった。
- そこで、上限の検討に資するため、運用商品提供数ごとの運用の指図を行わない(不指図)という加入者行動について、調査を実施した。

## 運用商品提供数の上限②

### (調査の前提)

- ・データ基準日:平成29年1月時点
- ・デフォルト商品:現行制度下において、規約によりあらかじめ定められた運用方法
- ・不指図の定義:加入者自身が運用の指図を行わずデフォルト商品が適用され、その後1度も運用の指図を行わずにデフォルト商品が適用されたままのことを、「不指図」とする。また、「不指図」の運用を続けている加入者を、「不指図者」とする。なお、デフォルト商品になっている商品に運用の指図を行いたいと思っている者は、運用の指図を行わなくてもデフォルト商品が適用されることになるため、不指図者の中には、意図的に不指図者となっている者も存在すると思われる。
- ・入手データの内容:記録関連運営管理機関3社(SBIベネフィット・システムズ株式会社、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(五十音順))分の企業型年金のデータ基準日時点の全加入者データ。各事業主ごとに、制度実施時期、運用商品提供数、加入者数及び不指図者数を入手し、厚生労働省で集計を行った。
  - ※ なお、記録関連運営管理機関のうち、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社については、運用の指図が行われているデータのみを取り扱う運用のため、不指図でデフォルト商品が適用されているデータと、 (必ず指図させる運用をさせるケースも含め) 不指図ではなく加入者から指図のあったデータとの見分けがつかないため、調査の対象から除外している。
- ・加入者数及び不指図者数については、確定拠出年金制度加入後3ヵ月が経過した加入者(SBI ベネフィット・システムズ 株式会社については、初回拠出が2016年10月以前の者)のみを対象としている。
- ・運用商品提供数は、加入者が運用の指図を行う対象ごとで数えている。つまり、例えばバランス型ファンドのように、パッケージで提示されている運用商品であっても、パッケージで1本ではなく、パッケージに例えば安定型・中立型・積極型の3本あれば、3本と数えている。

## 運用商品提供数の上限③

#### <加入者の運用商品選択のしやすさ>

○ 前ページの<u>調査にて、</u>運用商品を選びにくくなる運用商品提供数はあるのか、あれば何本なのかを、実際の「運用商品提供数」と「不指図者」の相関関係をみたところ、<u>運用商品提供数が36本以上になった場合、不指図者の割合が急増していることがわかった。</u>

#### 〈運用商品提供数と不指図者の関係について(企業型年金)>

(単4	份:	件	λ)
(+	114 •	IT.	$\Delta \Delta \Delta$

	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一					
運用商品 提供数	事業主数	不指図者数	加入者数	不指図率		
0~10本	1,313	48,072	255,716	19%		
11~15本	3,182	94,195	556,383	17%		
16~20本	2,928	103,965	762,172	14%		
21~25本	1,673	62,178	490,647	13%		
26~30本	697	59,434	455,019	13%		
31~35本	1,548	23,665	172,385	14%		
36~40本	33	8,889	32,086	28%		
41~45本	33	4,938	8,257	60%		
46~55本	3	1,540	3,618	43%		
56本以上	4	11,387	26,188	43%		
計	11,414	418,263	2,762,471	15%		



## 運用商品提供数の上限4

#### <運用商品の適切な内訳・構成>

- また、前ページの調査とは別の視点として、<u>運用商品提供数を考えるにあたり、運用商品提供数を資産クラスごとにみる視点が委員の意見にあった</u>ことから、実際の企業で採用されている運用商品の種類と運用商品提供数についても、いくつかの例を調べた。
- **事業主ごとに運用商品の構成や運用商品提供数は多様**であり、加入者属性や継続投資教育の実施状況等を踏まえ、**労使合意の上、各社の実情に応じて設定することになっている**。

### A社

運用	用商品の種類	提供数		
投	バランス(固定型)	バッシブ	3	
資	国内株式	バッシブ	1	
信	国内債券	バッシブ	1	
託	外国株式	バッシブ	1	
等	外国債券	バッシブ	1	
定期	胡預金		1	
損害	1			
計	計			

### B社

運	用商品の種類		提供数
	バランス	リスクコントロール	2
		バッシブ	3
	国内株式	アクティブ	1
投		バッシブ	1
資	国内債券	アクティブ	1
信	外国株式	アクティブ	1
託		インデックス	1
等	外国債券	アクティブ	1
		バッシブ	2
	国内不動産投信	アクティブ	1
	外国不動産投信	バッシブ	1
定	胡預金		2
	命保険		1
計			18

#### C社

運用	用商品の種類	提供数
	バランス (30/50/70)	3
+n	国内株式(アクティブ)	2
投  資	国内株式(インデックス)	1
信	国内債券(インデックス)	1
16	外国株式(インデックス)	1
等	外国債券(インデックス)	1
₹	自社株ファンド	1
	MMF(繰上償還予定)	1
定	胡預金	3
利图	率保証保険	5
計		19

(次ページに続く)

(出所)A社:厚生労働省調べ。

B社、C社: 本委員会ヒアリング先提出資料より一部抜粋したもの。

# 運用商品提供数の上限⑤

### D社

運	用商品の種類		提供数	
	バランス(固定型)	アクティブ	5	
	国内株式	アクティブ	3	
±љ		バッシブ	2	
投資	国内債券	アクティブ	1	
信		バッシブ	1	
託	外国株式	アクティブ	3	
等		バッシブ	1	
177	外国債券	バッシブ	1	
	新興国株式	バッシブ	2	
	国内REIT	アクティブ	1	
定	定期預金			
損害	害保険	1		
計			22	

### E社

運	運用商品の種類					
	バランス(固定型)	アクティブ	3			
		バッシブ	4			
	バランス(変動型)	アクティブ	1			
	国内株式	アクティブ	6			
		バッシブ	1			
  投	国内債券	アクティブ	1			
資		バッシブ	2			
信	外国株式	アクティブ	2			
託		バッシブ	2			
等	外国債券	アクティブ	1			
1.1		バッシブ	2			
	新興国株式	バッシブ	1			
	新興国債券	バッシブ	1			
	国内REIT	アクティブ	1			
	新興国REIT	バッシブ	1			
	その他		1			
定	5 2					
生色	生命保険					
計			37			

### F社

運	運用商品の種類			
	バランス(固定型)	アクティブ	3	
		バッシブ	3 7	
	バランス(変動型)	アクティブ	2	
	国内株式	アクティブ	4	
		バッシブ	2	
	国内債券	アクティブ	1	
  +n		バッシブ	3	
投漆	外国株式	アクティブ	1	
資		バッシブ	1	
信託	外国債券	アクティブ	2	
等		バッシブ	2	
77	新興国株式	アクティブ	1	
		バッシブ	1	
	新興国債券	バッシブ	1	
	国内REIT	アクティブ	1	
		バッシブ	1	
	外国REIT	アクティブ	1	
		バッシブ	1	
定	定期預金			
生色	生命保険			
損	損害保険			
計			41	
	5 休 (火)		41	

## 運用商品提供数の上限⑥

#### <個人型年金と企業型年金のそれぞれの上限>

- ヒアリング先及び委員からは、個人型年金は自分の意思で加入するため「企業型年金より多い運用商品提供数を求める」意見や、「運用商品提供数制限は不要」といった意見があった。
  - 一方で、運用商品提供数を絞ることで競争が働くから「欲しいものがある運営管理機関を選べば一つの運営管理機関に全てがなくてもよいのではないか」といった意見や「理解度が余り高くない人に何十本も与えるべきか」との意見があった。
- 企業型年金であっても個人型年金であっても「提示されたものを選ぶという局面は同じ」との意見があった。

## 運用商品提供数の数え方①

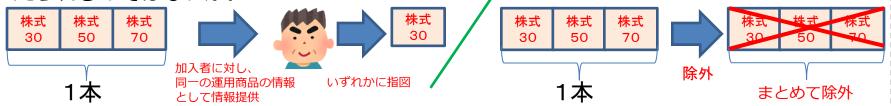
#### <加入者による適切な選択等の観点から、どのような数え方をするべきか>

- 運用商品提供数の数え方は運用商品提供数に影響するため、上限数を決定するにあたって、<u>そもそも運用商品提供数をどのように数えるか、議論があった</u>。
- 現行の数え方は、運用の指図を行う対象ごとに運用商品提供数を数えており、8~10ペーランを一ジも同様の考え方により調査している。
- ヒアリング先及び委員からは、
  - ・<u>元本確保商品(満期の異なる定期預金)や、バランス型投資信託等パッケージ(シリーズ)で提示されているものはまとめて1本と数えてはどうか</u>、との意見があった。
  - ・一方で、完全にリスクが同じものがあるわけではないため、<u>運用指図可能な対象1本1</u> <u>本はそれぞれ別々に数えるべき</u>、との意見もあった。
- 運用商品提供数の数え方を変更した際には、加入者への情報提供や除外時の取扱について課題があると考えられるのではないか。
- 現在の運用の指図を行う対象ごとに運用商品提供数を数えるのが基本とした場合、ター ゲット・イヤー型のように加入者が選ぶべき運用商品が一意に決まるものについては、ま とめて1本に扱うのではないか。



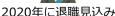
## 運用商品提供数の数え方②

- 現行は、運用の指図を行う対象ごとに運用商品提供数を数えており、8~10ページも同様の考え方により調査している。
- 元本確保商品(満期の異なる定期預金)や、バランス型投資信託等、パッケージ(シリーズ)で提示されているものは、パッケージ(シリーズ)で1本と数えると運用商品提供数の数え方を変更した際には、加入者への情報提供や除外の方法につき、整理が必要と考えられるのではないか。



○ また、現在の運用の指図を行う対象ごとに運用商品提供数を数えるのが基本だとしても ターゲット・イヤー型のように、同一シリーズであるが、基本的に加入者が選択するもの が一意に決まるものについては、どのように取扱うべきか。







2020年に運用が終わるファンド

ターゲット



2050年に退職見込み



イヤー 2050

2050年に運用が終わるファンド

- ※ ターゲットイヤー型とは、個々人が想定する退職等のライフイベントの年(例えば、2020年)の償還に向け、ライフサイクルの場面毎にリスクを変動させることで、リスクを一定程度抑えつつ、収益を確保することを目標とした運用商品
- なお、パッケージ(シリーズ)で1本と数えると運用商品提供数の数え方を変更した際には、満期の異なる定期預金やバランス型投資信託については、指定運用方法が1つに確定しないことになる。一方で、ターゲット・イヤー型投資信託については、指定運用方法に設定する場合でも基本的に加入者が選択するものが一意に決まるのではないか。

# 運用商品除外の際に実務上留意すべき点①

# 〈運用商品の除外を円滑かつ適切に行うため、除外する運用商品の選定や加入者への情報提供に関し、実務上留意すべき点はあるか〉

- 運用商品の除外については、従来、当該運用商品により運用を行っている加入者等全員の同意が必要とされていたところ。
- 法改正に伴い、運用商品提供数の上限を超過していた場合、上限以内となるまで運用商品を除外する必要がある。この場合当該運用商品により運用を行っている加入者等の2/3以上の同意により運用商品の除外が可能となったところ\*。
  - \* 施行前から運用している運用商品については、法施行前の運用商品(掛金)について、2/3以上 1(全員)未満の同意の場合には、将来の掛金の運用は出来ず、今までの資産の運用だけを続けるこ とになる(閉鎖型)。
- ヒアリングを行った際の意見でも、運用商品の除外は同意を取り付ける負担が大変大きいとの意見が多く、今後、除外の手続を円滑に進めていくために実務的な検討が必要。

# 運用商品除外の際に実務上留意すべき点②

- 運用商品除外の手続(イメージ) (企業型年金の場合)
- ・企業型運用関連運営管理機関等(以下「運営管理機関」)が労使合意を踏まえ、どの運用 商品を除外するか決定し、必要に応じ周知する。
- ・運営管理機関は除外しようとする運用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等 (以下、「除外運用方法指図者\*」)に運用商品を除外する旨を通知した上で、運用商品の 除外の同意の取り付けを行う。
  - \* 運営管理機関は、再委託先である記録関連運営管理機関から、除外運用方法指図者の情報を入手する。
- ・除外運用方法指図者(所在が明らかでない者を除く)の2/3以上の同意\*が得られた場合、除外運用方法指図者にその旨を知らせ、除外時までに他の運用商品へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。
  - \* 除外の通知をした日から規約で定める期間(3週間以上)を経過してもなお除外運用方法指図者から意思表示を受けなかった場合は、除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができる(この場合、当該通知でその旨記載する必要がある)。
- ・運営管理機関は運用商品を除外するとともに、その旨を除外運用方法指図者に通知\*する。 除外時までに運用の指図を変更しなかった除外運用指図者の除外運用商品に係る個人別管 理資産は売却され、基本的に現金(運用がされていない状態)となる。
  - \* 除外運用指図者の所在が明らかでないため当該通知をすることができないときは、公告を行う。
- 上記の除外する運用商品の選定や加入者等への情報提供といった手続において、運営管 理機関や労使については、実務上どのような工夫を行うことが考えられるか。

# 運用商品除外の際に実務上留意すべき点③

<期限までに運用商品提供数を減らせなかった場合の取扱い>

- 改正後の確定拠出年金法施行時に、政令において定められる上限を超えている場合、法施行日から5年を超えない期間内で運用商品提供数を上限以内に減らす必要がある。
- 仮に期日までに上限以下に運用商品提供数を減らせなかった場合については、法違反と なり、国からの指導等の対象となる。
- 具体的な指導については、まずは事業主や運営管理機関を通じ違法状態の解消を働きか け、それでも改善されなければ、改善命令を行うことになる。
- さらに、違反が悪質であれば、必要に応じて、規約の承認取消や、運営管理機関の登録 取消等の処分を行うことがあり得る。

### (参考)運用商品の除外に関しての規定(改正後の確定拠出年金法)

- 確定拠出年金法 (承認の基準等)
- 第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の 承認をするものとする。
  - 提示される運用の方法の数及び種類について、第二十三条第一項及び第二項の規定に反しないこと。

  - (運用の方法の除外に係る同意)
- **第二十六条** 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当

  - 該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)(
- 所在が明らかでない者を除く。)の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚

生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

- 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から三週 間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方 法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。
- 企業型運用関連運営管理機関等は、第一項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。 4 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて 当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。
- (報告書の提出)

2

- **第五十条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 (報告の徴収等) **第五十一条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をし
- て事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 2・3 (略)
- (事業主に対する監督)
- **第五十二条** 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に関し 法令、企業型年金規約若しくは厚牛労働大臣の処分に違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるとき は、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企 業型年金規約の承認を取り消すことができる。 (報告の徴収等)
- 第百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職 員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 (略)
- (確定拠出年金運営管理機関に対する監督)
- 第百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため 必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命 ずることができる。
- 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業の全部若しく は一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。 17

三 その行う確定拠出年金運営管理業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

### 運用商品の提示にあたって併せて講じる措置①

- 〈運用商品提供数の上限の設定と併せて、カテゴリ化等、運用商品の提示について、運用商品を選択しやすくなる措置を講じることも重要であるが、このような措置としてどのようなものが考えられるか〉
- 加入者が選択しやすくするためには、<u>単に運用商品提供数の上限の設定だけでなく、運用商品の提示のあり方も大事</u>との意見が、ヒアリング先及び委員からあった。
- そのためには、加入者が運用の指図を行いやすくするよう、運用商品の選定理由について、個別の運用商品の推奨との関係に留意しつつ、①個々の運用商品の選定理由に加え、②運用商品の全体構成に関する説明を充実させていく必要がある。
- また、個別の運用商品の推奨との関係に留意しながら、提示や情報提供の仕方を工夫すること等が考えられる。

#### <考えられる例>

例1:投資信託の伝統的4資産+パッシブ・アクティブの区分を示すこと。

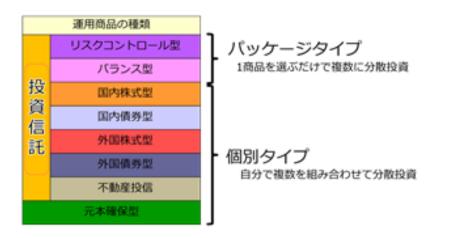
例 2:一般的な指数によるパッシブ運用の投資信託を一括りにして「基本的な運用商品」 等、アクティブやオルタナティブを一括りにして「応用的な運用商品」等、と示す こと。

例3:加入者等が運用商品の選択を行いやすくするよう、運用商品を一覧に並べるものの中で信託報酬等手数料を示すこと。

※ 運営管理機関による個別の運用商品への加入者等の運用指図の推奨は禁止されている。 (確定拠出年金法第100条第6号)

## 運用商品の提示にあたって併せて講じる措置②

○ ヒアリング先からは、運用商品提示の際の工夫として、運用商品をカテゴライズして示す具体的な方法が提示された。



A.	植物型以外の機器(物質物数1> 機器分類 機器を 選用金		- Ench	(2		世界対象を大		
	~~	1400				ZI 00	<b>建入城</b>	
	リスカ コントロ〜	物質のソムリエ <dc年金>リスタ</dc年金>	のソムリエ <dc年金>リスケ体病症</dc年金>			4.64726	-	-
	35,43	物質のソムリエ <dc年金></dc年金>		アセットマネジメント		1.10006	-	
バランス			(資料型1 0)			0.04026	-	-
	パッラブ	DEAM DC E資金バランスファ フド	(強和202 G j	DOMM アセットマネジボント		4.07266	-	-
			(強無器) Gj	1		0.40506	-	-
四門禁止	アカティブ	午金銭立 Jグロース	とりガロース			0.00566	-	-
	パッラブ	DEAM DC 西門美化インテックスファンド		CCAM アセットマネジバント		0.1674%	-	-
四四後後	アカティブ	DLDDJ94位表オーフン(中角コース)		DOAM アセットマネジメント	CALI	0.40606 - 0.70206	-	0.05%
****	アカティブ	プ 大和社集DO外面体化ファンド		大和拉斯快替快速调用	Г	126565	-	
		野村集集団体はインテックスファンド (本定義8年全内サ)		景材でセットでネジミント		0.02008 (約円 (現在0408)	-	-
	アカティブ	<b>グローバル・ギンド・ギー H(D)</b>	<b>-</b> ⊼I	DOM/Teshte85%ント		200120	-	0.206
4四晚粉	パッシブ	DCタイツ特徴後外インテッカス		大和產業物質被指向的		4.70206 (北門 (現在4.24646)	-	-
		DC気色の養券インテックス・オ・	-70	日月住女トラスト・ アセットマネジボント		0.59405	-	-
四円 不無違故 哲	アカティブ	野村J-REITファンド (権定務8年住付け)		景材アセットでネジメント		1,02606	-	0.006
作司 不無違故	パッシブ	野村世界REITインテックスファ: 【基本発出を全向け】	) F	景材でセットマネジメント		0.57246 QJP  [JBL250.57246]	-	-

確定類果在金森具ライッアップ



### (参考)現行の運用商品の提示・情報提供に関する規定内容

○ 確定拠出年金法

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十四条 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提示した運用の方法について、これに 関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等 に提供しなければならない。

#### 確定拠出年金法施行規則

(運用の方法に係る情報の提供)

- 第二十条 法第二十四条 の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、各運用の方法ごとに、 次に掲げる情報を提供するものとする。
  - 運用の方法の内容(次に掲げるものを含む。)に関する情報
    - イ 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨)及び損失の可能性に関する事項
    - □ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
  - 八 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
  - 二 当該運用の方法を企業型年金加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去十年間(当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間)における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
  - 三 令第一条第一号 の持分の計算方法
  - 四 企業型年金加入者等が運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
  - 五 次のイから二までに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イから二までに掲げる情報
    - イ 預貯金の預入 預金保険制度(預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号)の規定に基づき預金保険機構が実施する制度をいう。)又は農水産業協同組合貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号)の規定に基づき農水産業協同組合貯金保険機構が実施する制度をいう。)(以下この条において「預金保険制度等」という。)の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
    - □ 金融債(特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。) の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
    - 八 金銭信託(貸付信託を含む。)の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報(預金保険制度等の対象となっている場合 にあっては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
    - 二 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構(保険業法第二百五十九条 の保険契約者保護機構をいう。以下この号において同じ。)による保護の対象となっているか否かについての情報(保険契約者保護機構による保護の対象となっている場合にあっては、企業型 年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
  - 六 金融商品の販売等に関する法律 (平成十二年法律第百一号)第三条第一項 に規定する重要事項に関する情報
  - 七 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報
- 2 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、前項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他 必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

# 3. 指定運用方法の基準に関する資料

## 指定運用方法の基準①

改正後の確定拠出年金法

#### 第23条の2

- 2 指定運用方法は、**長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失 に備え、収益の確保を図るためのもの**として厚生労働省令で定める基準に適合するもの でなければならない。
- 改正後の確定拠出年金法の規定は、運用商品の内容ではなく指定運用方法が目指す目的 を定めたもの。
- 本委員会では改正後の確定拠出年金法を踏まえた基準(厚生労働省令)を検討する必要。

### 「長期的な観点」

- ・基本的に60歳までの間、継続して運用する趣旨。
- ※ 加入者等の年齢により運用ができる期間は様々であり、幅があると想定される。

### 「物価その他の経済事情の変動により生ずる損失」

- ・運用に伴うリスクとしては、物価上昇リスク(インフレリスク)、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、信用リスク等、様々なリスクが想定される。
- ※ 個人の資産や年齢等によってリスク許容度は異なる。

#### 「収益の確保」

- ・老後に向けた所得確保のため、一定の収益の確保を期待するもの。
- ※ 期待される収益の水準は多様。
- ※ その際に、信託報酬等の手数料によっては、収益の確保が図られない可能性がある。

## 指定運用方法の基準②

- 改正後の確定拠出年金法の規定を踏まえ、省令で定める基準をどのように設定するか。また、指定運用方法として不適格な商品はあるか。
- ヒアリング先及び委員からは、元本確保型の取扱いや、分散投資効果の期待できる運用 商品の取扱いについて、様々な意見が出された。

#### (参考) 主な商品を指定運用方法とした場合のメリット等の整理

	定期預金	保険(GIC)	投資信託 (パッシブ)	投資信託 (アクティブ)	投資信託 (ターゲット・イヤー型)
商品特性	・元本確保型 ・中途解約を しても元本 が保証され る	・元本確保型 ・中途解約した場合、 元本を下回る可能性	<ul><li>・元本確保型より大きなリターンを得られる可能性</li><li>・運用結果次第で元本を下回る可能性</li></ul>	・元本確保型より大きなリターンを得られる可能性 ・運用結果次第で元本を下回る可能性	・元本確保型より大きなリターンを得られる可能性 ・運用結果次第で元本を下回る可能性 ・退職年といった目標とする 年の償還に向け、リスクを自動的に変動させる
メリッ	・元本割れし ない	・基本的には元本割れしない	<ul><li>・分散投資効果が 見込まれる*</li><li>・アクティブより 信託報酬が低い 傾向</li></ul>	・分散投資効果が見 込まれる*	・分散投資効果が見込まれる* ・退職年に向け、自分で資産配分を変更しなくて良い
留意点	・インフレリ スクに対応 できない可 能性	<ul><li>・インフレリスクに対応できない可能性</li><li>・中途解約した場合、 元本を下回る可能性</li></ul>	・元本を下回る 可能性	・元本を下回る可能 性 ・パッシブより信託 報酬が高い傾向	・元本を下回る可能性 ・パッシブより信託報酬が高 い傾向

<sup>\*</sup> 投資対象資産(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券等)の組み合わせによって、分散投資効果は異なる。

### (参考) 本委員会(第1回~4回)における意見

#### <元本確保型について> ()内は意見を述べたヒアリング先

- デフォルト商品の機能として、未運用指図者への対応だけでなく、<u>中途採用や転籍等の資産移管時の受け皿、高年齢層を</u> 中心とした資産保全の受け皿等幅広く期待されている。(日本経済団体連合会)
- 指定運用方法を「分散投資効果が見込まれる商品」に限定することには、「<u>退職金制度によってはリスクを取った運用を</u> <u>行わなくて良い場合がある</u>」、「<u>業種によっては、勤続年数が短いケースやDC加入時に50歳を超えているケース等、長期</u> <u>投資メリットが十分に得られない場合がある</u>」という懸念があり、労使の理解が得られない場合がある。(生命保険協会)
- 想定利回りや長期的な観点で分散投資効果が発揮されるような運用を行うというのは、一般論としてはそのとおりだけれども、例えば企業型で加入者の退職年齢があり、金融市場の急激な変化による影響を経験した方々からすれば、リスクをとってまで退職給付の資産をふやそうというよりも、何とか減らさずにおきたいという意識を持って元本確保型を選んでいるという方もいるので、そのことは考慮すべき、決していわゆる合理的な行動ではないとは言えない。
- 中小企業の担当者から、デフォルト商品は元本確保型が安心という声もある。また、運用実績がマイナスとなって、従業員から不満が出るのを嫌がる傾向がある。(森田人事労務事務所)
- 運用商品については、未指図分がデフォルトで運用される際も含めて<u>元本確保型があることで安心</u>する人は多い。(みら い女性倶楽部)
- デフォルト商品を元本確保型ということに完全に確定した場合は、恐らく本来得られるはずの運用リターンが得られないということになって、たしか機会損失が発生するというふうにも考えられる。機会損失を与えているという意味においては、恐らく事業者側としての忠実義務に照らして考えてみると、そこにはややバランスに欠いた話になってしまうのではないか。

### (参考) 本委員会(第1回~4回)における意見

#### く投資信託について> ()内は意見を述べたヒアリング先

- 理想としては、<u>インフレにある程度対応できる</u>とか、<u>リスク分散がきく</u>とか、バランス型で、例えば10年、20年、普通にシミュレーションをやると元本が割れる可能性はかなりゼロに近いと思っている。
- 金融経済学の知見、いわゆるファイナンスの知見、例えば分散投資はフリーランチであるということ、名目の収益率よりも実質の収益率が大事であり、100%ではないが株式のリスクプレミアムが正である確率が高いということは、注意義務、忠実義務を考えていく中で配慮していってもいいのか。
- 金融リテラシーの向上はもちろんやらなければいけないが、仮にそれがきっちりなされなくても、<u>個々の労働者がおお</u> むね間違いのない選択をするようにデフォルトを決めましょうと。それは労使の責任だということを今、考えているのだ と思う。
- 本人が理解した上でデフォルトのバランス型の投資信託を買うというのが長い目で見ればいいわけだが、<u>そもそも公的</u> 年金と企業年金の区別がついていないとか、税制の理解が追いついていないところで、加入申込書をようやく書くような 方に対して、投資商品でよくわからなかったらデフォルト商品でスタートしてしまいましょうというのは、なかなか難し いテーマ。
- (健康で勤労している者でなく)<u>長期療養中、例えば鬱病でちょうど療養中で、掛け金は得られる立場にあるような極めてリスク許容度が低い方が本当にバランス型ファンドみたいなものになっていいのか、少し配慮は必要かもしれない。</u>
- 法律上、長期的な観点から収益の確保を図るとされているからといって、<u>短期的に大きな変動があるような高いボラ</u> <u>ティリティーの商品や高いリスク性の資産が導入されたり、元本確保型商品を商品構成から排除するとか、割合を極端に</u> <u>減らすということは、将来の生活の支えの一部という退職給付の性格からも認められない</u>というのが働く者の立場の意見。

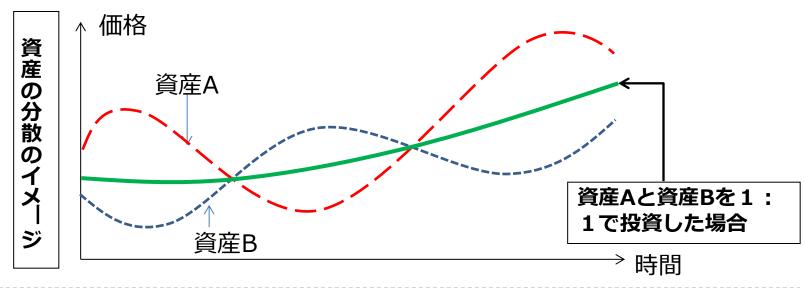
### (参考)分散投資による効果のイメージ

#### く分散投資とは>

個別の金融商品は、それぞれのリスク(リターンの不確実性の度合い)を有するが、複数の異なるリスク特性を持つ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させ、安定的なリターンが得られるようにすることは、資産形成について考える上で最初に理解すべき事項である。

また、分散にも、国内株式・債券及び外国株式・債券に分散する<u>「投資対象の分散」</u>、円だけではなくドル等に分散する<u>「通貨の分散」</u>、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく<u>「時期</u><u>の分散」</u>がある。

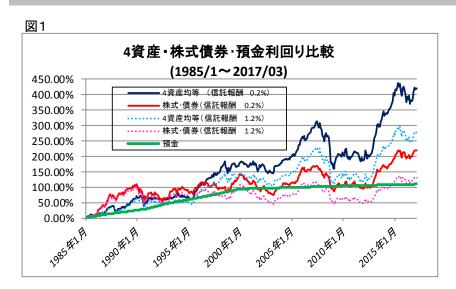
(出所) 金融庁金融研究センター「研究報告書「金融経済教育研究会」」(2013年4月)



投資対象について、1つの(少数の)資産に投資するのではなく、性質がなるべく異なる複数の(多数の)資産に分散することにより、各資産の価格の動きが打ち消しあい、リスクを減らすことができることが多い。

(出所) 金融広報中央委員会ホームページ

### (参考)元本確保型商品(定期預金)と分散投資との比較

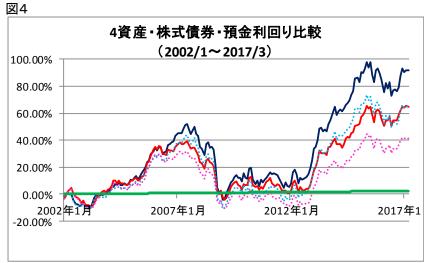




- ・図①は1985年、図②は1990年、図3は1995年、図4は2002年 1月を起点としたもの。
- ・投資開始時期や期間、投資対象資産によって、収益率は異なる。
- 有価証券については、信託報酬等を年0.2%と1.2%と仮定。

(出所)厚生労働省作成。

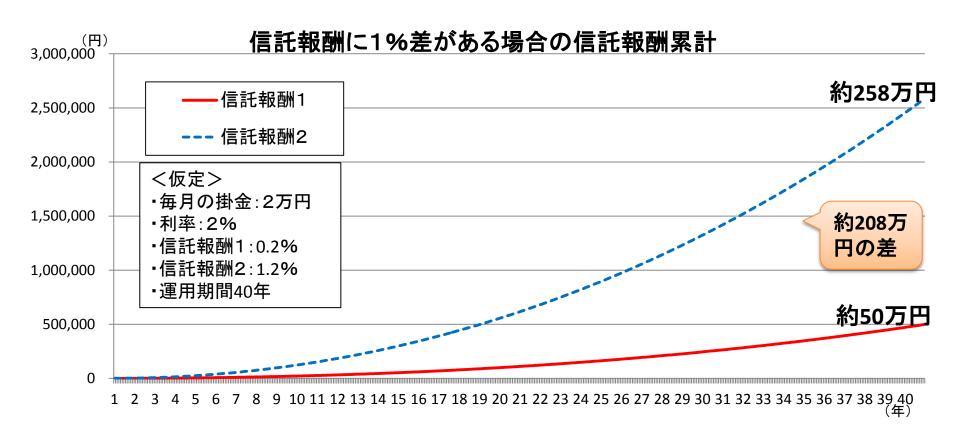




上記各表の各収益率は、預金は、過去の預金金利推移データを前提に、最 長期の預金(2年~10年)で運用したものとして計算。国内債券は NOMURABPI(総合)、国内株式はTOPIX(配当込み指数)、外国債券は シティ世界国債インデックス(除く日本)、外国株式はMSCI KOKUSAI

INDEXの各指数から算出された 円ベースの月次収益率で運用したものとして、信託報酬に相当するみなし 27

### (参考) 信託報酬に1%差がある場合の信託報酬累計



## 指定運用方法の適用に当たっての留意点①

### <加入者保護の視点から、指定運用方法の適用に関して、運営管理機関や事業主はどのよう な対応を行うべきか>

- 改正後の確定拠出年金法においては、指定運用方法が適用された場合、加入者が運用方法を選択し運用の指図をしたものとみなされる。
- 従来デフォルト商品の適用は運用に任されていたが、この場合適切な手続を経ないまま 指定運用方法が適用されると、加入者の運用指図権が侵害される可能性があることから、 併せて指定運用方法適用の適切な手続を法定。

#### <指定運用方法と運用の指図との関係>

○ 加入者は、指定運用方法により運用方法を選択し、かつ、運用の指図をしたものとみなされる(改正後の確定拠出年金 法第25条の2第2項)

#### く改正後の確定拠出年金法上の指定運用方法の手続>

- ① 指定運用方法を提示する場合、指定運用方法の提示に関する事項を規約に記載 (改正後の確定拠出年金法第3条第3項第8号の2)
- ② 指定運用方法に関する情報提供の義務づけ(改正後の確定拠出年金法第24条の2) 情報:利益の見込み及び損失の可能性、選定理由、運用の指図をしたものとみなされること
- ③ 特定期間(3ヶ月以上)・猶予期間(2週間以上)経過後に、運用の指図を行ったものとみなす旨の通知(改正後の確定拠出年金法第25条の2第1項、第2項)
- ※ 米国では、事業主等が、米労働省規則で定める要件に該当する「適格デフォルト商品(Qualified Default Investment Alternative)」をデフォルト商品として設定した場合、「加入者自身によるコントロール行使があった」とみなされる。 ERISA法上、加入者自身によるコントロール行使があった場合、その行使により生じた損失について事業主等は責任を負わないと規定されている。ただし、その場合でも、米労働省規則において、適格デフォルト商品の選定及びモニタリングの責任(その結果生じた損失への責任を含む)は免れない旨規定されている。

### (参考)改正後の確定拠出年金法上の指定運用方法の手続

改正後の確定拠出年金法 (規約の承認)

第三条 (略)

- 2 (略)
- 3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一~八 (略)

八の二 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあっては、指定運用方法 の提示に関する事項

(指定運用方法に係る情報の提供)

第二十四条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、第二十三条の二第一項の規定により<u>指定運用方法を選定し、</u> 提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、<u>次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しな</u> ければならない。

- 一 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性
- 二 指定運用方法を選定した理由
- 三 第二十五条の二第二項の事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)

- 第二十五条の二 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「特定期間」という。)を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。
  - 一 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がその 資格を取得したときその後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金(次号及び第三項において「事業主掛 金等」という。)の納付が行われた日
  - 二 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であって、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されたときその後最初に事業主掛金等の納付が行われた日
- 2 前項の規定による通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で 定める期間(次項において「猶予期間」という。)を経過してもなお<u>運用の指図を行わないときは、当該企業型</u> 年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の 全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

### (参考)現行の法令解釈通知上のデフォルト商品の情報提供

- 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)
- 第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項
- 1~3 (略)
- 4. 運用の指図に関する事項

個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として、加入者等から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うため、あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約において設定することができること。

なお、<u>あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約に規定する場合には、次の取扱いによるものとす</u>ること。

- (1)設定する運用方法として、元本確保型に限らず、例えば、株式や債券など複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては、安定した運用成果が期待できることから、労使で十分に協議し設定すること。
- (2) 当該運用方法を設定する場合には、企業型年金規約には、次に掲げる事項を記載するものとすること。
  - ① 加入者等から運用の指図がない場合、運用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこと。
  - ② 事業主又は運営管理機関は、加入者等に対し、あらかじめ定められた運用方法による運用を開始する前に、加入者等から運用の指図がない場合は当該運用方法により運用を行うことと、当該運用方法に係る具体的な金融商品の仕組みや特徴(期待できるリターン、考えられるリスク等)について十分説明すること。
  - ③ 当該説明に関する書類を交付すること又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を行うこと。
- (3) <u>事業主又は運営管理機関は、あらかじめ定められた当該運用方法を設定した場合には、その後の運用の指図が不要であるとの誤解を招くことのないよう、次に掲げる事項を定期的に情報提供する</u>ものとすること。
  - ① あらかじめ定められた運用方法を規約に設定する目的
  - ② 当該運用方法により運用を行っている者に対し、運用の指図を行うことができる期日
  - ③ 当該運用方法により損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負うこと。

# 指定運用方法の適用に当たっての留意点②

○ 運営管理機関等の受託者責任を踏まえ、加入者保護の観点から、指定運用方法の手続上、 以下のような取組を行うことが考えられるか。

#### く仮に投資信託を指定運用方法に選定した場合>

### 例1:指定運用方法により生じた損害を加入者が負担する旨情報提供

- ・前述の改正後の確定拠出年金法上の情報提供の内容に、指定運用方法により損失が生じる可能性があり、損失が生じた場合に加入者等が当該損失を負担する旨、記載する ことが考えられる。
  - ※ 現行の法令解釈通知と同様

#### <仮に元本確保型商品を指定運用方法に選定した場合>

#### 例2:指定運用方法により機会損失が生じる可能性がある旨情報提供

・前述の改正後の確定拠出年金法上の情報提供の内容に、機会損失が生じる(インフレ時に実質価値を維持できない、投資機会を逃す)可能性がある旨記載することが考えられる。

#### <指定運用方法に何を選定したかを問わず>

#### 例3:全加入者からの確認を得るよう推奨

- ・指定運用方法が適用される旨を理解したことの確認を、事前に全加入者から得るよう 推奨する。これにより、加入者が運用商品を選択をしない場合、指定運用方法の適用 を受けることをあらかじめ確認。
- ・企業型では事前に加入者が行う手続書類がない場合には、導入時の投資教育や確定拠 出年金のウェブ画面等、他の機会を利用することも考えられる。

# 運用の指図をしない者への継続的な対応①

# 〈運用の指図をしない者に対し、指定運用方法を適用するまでの間のみならず、指定運用方法の適用に際し、継続的にどのような働きかけをするか〉

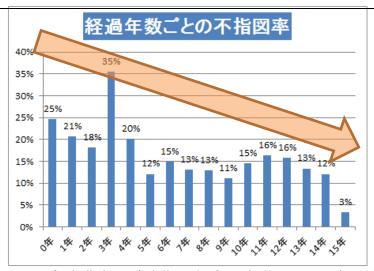
○ 加入者保護の観点から、指定運用方法が適用されないよう、また、適用された後であっても加入者が自ら運用指図を行うよう、現状でも運営管理機関等から加入者に対して働きかけが行われている。今後、指定運用方法が適用される場合であっても、投資教育、資産額通知等あらゆる機会を利用し、運営管理機関や事業主からこのような働きかけを積極的に行うことが適当。

#### <現在、大手運営管理機関等が、加入者に対して行っている働きかけの例 (本委員会ヒアリング先提出資料より)>

- ・WEBやコールセンターでの運用指図を促し、配分指定の必要性を説明した資料、 運用商品の選択方法を記載した資料、配分指定書等の書面等の配布・回収を行う ことにより未指図者率の減少に努めている。
- ・半年毎に配分登録を促進してもらうためのメール配信を実施。
- ・デフォルト商品を選択する場合としない場合の手順等を解説したビラを加入時に全 員に配布し、加入時教育の中でも説明を実施。また、加入者の商品分布や想定利 回りとマーケット環境を踏まえて、事業主と相談し、例えば、デフォルト商品に 預けたままになっており、想定利回りに達しない加入者が多い場合等は、継続教 育を実施。
- ・残高の通知とあわせて運用の指図を行なうことができることを連絡。

#### <参考>デフォルト運用者が出てこないようにする工夫例

・新規加入時にデフォルト運用者が発生しないよう十分な投資教育を行い、配分指定 書はWEBでなく紙で手交しており、かつ全件回収を目標に取組んでいる。



- ※ 各事業主の確定拠出年金制度導入からの経過年 数別の不指図率。
  - 例えば、経過年0年は、確定拠出年金制度導入から0年の企業を集め、不指図率(=不指図者数/加入者数)を算出したもの。
- ※ 記録関連運営管理機関のデータを基に厚生労働 省において集計。

## 運用の指図をしない者への継続的な対応②

○ 「事業主規模」と「不指図者」の相関関係を見ると、事業主規模が小さい中小企業ほど 不指図者の割合が高いことから、例えば投資教育等、中小企業における積極的な働きかけ が重要ではないか。

#### <企業規模別の不指図率について>

(単位:件、人)

事業主規模	事業主数	不指図者数	加入者数	不指図率
0~99人	7,742	51,052	199,449	26%
100~299人	2,104	66,373	367,491	18%
300~999人	1,103	85,601	586,078	15%
1000~4999人	395	108,496	781,440	14%
5000人以上	70	106,741	828,013	13%
計	11,414	418,263	2,762,471	15%



(出所)記録関連運営管理機関のデータを基に厚生労働省において集計。

#### ○ 中小企業向けへの取組例

・企業年金連合会において主として中小企業向けに継続投資教育を共同実施。(今年度より開始予定)

#### (参考) 改正後の確定拠出年金法

(情報収集等業務及び資料提供等業務の委託)

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務(運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。)及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務(以下「資料提供等業務」という。)の全部又は一部を、企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)に委託することができる。

### (参考)確定拠出年金の投資教育について

#### ○ 改正後の確定拠出年金法

(事業主の責務)

- 第二十二条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これ を第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。
- 現行の「確定拠出年金について」(年金局長通知)の投資教育の具体的内容

<加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容>

- ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
  - ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
  - イ 確定拠出年金制度の概要
    - ・ 制度に加入できる者と拠出限度額(加入者掛金の拠出限度額とその効果)
    - 運用商品の範囲、提示の方法、預替え機会の内容
    - 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付(年金・一時金別)の受取方法
    - 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
    - ・ 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
    - ・ 事業主、国基連、企年連、運営管理機関及び資産管理機関の役割
    - 事業主、国基連、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則(責務及び禁止行為)の内容
- ② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等金融商品の性格、特徴、種類、期待できるリターン、考えられるリスク、(投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等に係る)価格に影響を与える要因等

- ③ 資産の運用の基礎知識
  - ・ 金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること
  - ・ リスクの種類と内容(金利、為替、信用、価格変動、インフレ等)、リターンとの関係
  - 長期運用、分散投資の考え方とその効果
- ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
  - ・ 資産形成を現役時代から取り組む必要性
  - ・ 老後に必要な費用について長期的に確保する必要
  - ・ 公的年金や退職金等を含めても不足する費用の考え方
  - ・ 確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
  - 運用リスク度合いに応じた資産配分例の提示
  - 離転職の際には資産を移換し運用を継続していくことが重要であること